

【研究資料】

柔道の絞め技により「落とす」行為の違法性に関する考察

—福岡「柔道教室指導者による生徒『絞め落とし』事件」判決を受けて—

南部さおり

スポーツ危機管理学研究室

The illegality of choking in judo; Learned by the judgment of civil action seeking compensation for damages of a junior high school student caused by a judo coach's corporal punishment in Fukuoka

Saori NAMBU

Abstract: This incident is the case that a male junior high school student was choked (a judo technique called “shime-waza”) and lost consciousness (a state called “ochi”) by a coach in a private judo school. But then he was inflicted corporal punishment using the technique by the coach on the grounds that he was supposed to have broken the rule that chokehold against under age was prohibited in the school. He lost unconscious twice by the chokeholds.

He and his parents took the coach to the Fukuoka District Court and claimed for damage by the illegal act. The Court judged that the way of instruction using chokehold was inappropriate and declared the act of the defendant illegal. And the Fukuoka High Court supported this judgment. After that, All-Japan Judo Federation notified officially that choking was regarded as an act of violence.

It is now essential for all judo concerned to understand the risk of losing consciousness by chokehold.

要旨：本件は、民間の柔道教室で中学生の男子生徒が、指導者より絞め落とされた事案である。その指導者は、当該生徒が「小学生に絞め技を掛けてはならない」という規則を破っていると考えたため、その制裁名目として、絞め技による体罰を行ったのである。生徒はその指導者の絞め技により、二度落ちた。

被害生徒とその親権者はその行為が違法であるとして、指導者に対する損害賠償請求を行った。福岡地裁は、本件の絞め落とし行為が指導方法として適切さを欠いており、違法であるとの判断を下した。そして福岡高等裁判所も、この判断を支持した。また、柔道連盟はその後、「絞め落とすことは暴力である」とする通達を発した。

「絞め落とす」という行為の危険性を認識することは、柔道従事者にとっていまや必須であるといえる。

(Received: 16 October, 2018 Accepted: 26 December, 2018)

Key words: choking and lost consciousness in judo technique, corporal punishment, judo accident trial, judo and violence, risk of chokehold

キーワード：柔道における絞めと落ち、体罰、柔道事故裁判、柔道と暴力、絞め技のリスク

緒 言

柔道における「絞め技」による「落ち」の危険性については、これまであまり注目されることはなかったものと思われる。それは、いわゆる「落ちた」という状態が短時間であり、絞めを解く、あるいは「活」を入れることですぐに覚醒することや、後遺障害を一切

残さないことなどから、きわめて短時間の意識水準の低下にすぎないものと見なされてきたためである。しかし、「絞め技」あるいは「落ち」を含む一連の柔道技によって重大な障害が残り、あるいは死に至ったとして裁判で争われた事例は存在している。

本件は、私設の柔道教室において中学生である被害生徒が、指導者より「小学生に絞め技をかけている」

との疑いを持たれ、その制裁名目で指導者より二度絞め落とされたとして、被害生徒およびその親権者によって、指導者に対する損害賠償請求がなされた事案である。福岡地裁は、本件の絞め落とし行為が指導方法として適切さを欠いており、違法であるとの判断を下した¹⁾。

ルール上認められる中学生に対する絞め技を用いた指導方法の是非について、関係各位における今後の参考になるものと思われたため、ここで報告する。

1. 事実関係²⁾

被害生徒 A (以下、A) は、中学1年時に柔道部に所属していたが、中学2年時に親の仕事の都合で福岡市に転校することになり、転校先の中学に柔道部がなかったことから、自らインターネットで調べた地域の甲柔道教室に、平成26年4月より入門することとした(事件当時柔道歴1年半)。その道場には毎回30名ほどの練習生が通っていたが、ほとんどが小学生であり、中学生は4、5人ほどで、幼児と一般が若干名という構成であった。そして、館長を中心に、主に自らの子どもを教室に通わせている柔道経験者である保護者たち約10名が、子どもたちの指導者として参加していた。指導者として参加する保護者のうち、中学から大学までの在学中ずっと、そして就職後も職場の道場で柔道を続けていた X が、正式に館長からの依頼を受けて「監督」として指導の中心を担っていた。さらに X の妻 Y も、小学2年から大学まで柔道経験を有しており、中学の保健体育教諭で柔道部顧問を務めていたことから、時間がある時には甲柔道教室の指導に加わっていた。

A は、同年10月上旬、子どもの練習に付き添いがてら自らも初心者で練習に参加していた保護者 Z と組んで寝技の打ち込みを行っていた際、亀の状態になった Z (「受け」) に対して絞め技を掛けて落とされた。絞め落とされた Z は白目をむき、口から泡を吹いた状態になった(この後の蘇生までの経緯には争いがある)。A は Z に謝罪し、Z は気にしなくてよいと伝えた。

同年10月下旬、甲柔道教室の子どもたちが出場した地域の少年柔道大会があり、応援に来ていた Y は、応援席で数名の保護者から A が小学生たちに絞め技を使っていること、Z が A に絞め落とされていたことなどを聞かされ、「子どもたちに何かあってからでは遅いので、A 君を指導して欲しい。監督に伝えて欲しい」との要望を受けた。Y は X に相談し、夫婦は「A 君に絞め技のルールや危険性を指導する必要がある」との意見で一致した。

そして翌日(平成26年10月20日)、甲柔道教室で X は A を呼び、「小学生に絞め技をかけたことはないか?」と尋ねたところ、A は「いいえ。」と否定した。

X はこれが信じられず、「本当か?」と再度尋ねたが、「していません。誰が言ってるんですか、教えて下さい。」と A から逆に問われた。X はそこではそれ以上聞かなかったものの、トレーニングや打ち込み稽古の後に行われた乱取りで、自ら進んで A の相手になり、足技で A をつぶし、亀の状態になった A を返し、片羽絞めで A の頸動脈を押さえた。そして、X には A が落ちたような手応えがあり、手を緩めて立ち上がると A も立ちあがったので、「絞め技がどういもんかわかったか?」と問いかけたところ、A は「分かりません。」と答えた。そのため X はすぐに乱取りを再開させ、同じように A が亀の状態になり、またそれを返して再度片羽絞めをかけ、再度 A を落とされた。X は A を畳に寝かせて胸を押して蘇生させ、A を立たせてから向き合い「小学生には、二度と絞め技をするな。小学生にすると、身体に負担が大きいからルール上、禁止されている。中学生は、対応できるようになるから、ルールで認められるようになるんだ。だから、絶対、小学生に絞め技をするな。中学校で柔道を知らない人にしてないやろうな。知らない人にすれば、命を奪うかもしれない。遊び半分で絶対にするな。」と指導し、A は素直に「はい。」と応じた(Xの陳述書より)。この間、A には記憶がなく、気づいた時には苦しくて頭が朦朧とし、手足が痺れ、手が「コの字になっていた」という(Aの陳述書より)。

その後 A は帰路に着くも、腕が痺れていて「コの字」に曲がっていたため、いつものように自転車に乗ることができず、自転車を引いて帰路につき、いつもより遅い時間となって帰宅した(同)。A は X から二度にわたって絞め落とされたことを父親に話したところ、心配した父親が A を病院に連れて行き、問診や検査の結果「血管迷走神経性失神及び前頸部擦過傷」との診断が下された。

II. 福岡地裁の認定

1. 前提事実

1) 片羽絞めについて

公益財団法人全日本柔道連盟の「国際柔道連盟試合審判規定2011」の「少年大会申し合わせ事項」によれば、「(注)中学生の場合は、絞め技を用いることは認められるが、三角絞めは認められない。」とされていることから、中学生に片羽絞めを用いることは許容されている。

片羽絞めは、一方の手で相手の首に手を回して襟の深い位置を握り、そこから、最初に襟をつかんだ手を襟から離し、手のひらを上に向け、相手の肘を捉えたまま外側に開き、その手を手刀にして小指を相手の後頭部に当て、相手の腕の自由を奪い、肘を伸ばすよう

な感覚で手刀を奥に押し相手の頸動脈を絞める技であり、実戦でもよく見られる。

2) 絞め技によって落ちることについて

柔道では、絞め技により落ちることがある。相手が落ちた時は、相手の頸部の緊張が抜けて脱力感が伝わってくる。このときに絞めを緩めれば、相手は落ちてもしばらくして自然に覚醒する。夢中で絞めていて相手が落ちたのが分からないで絞めてしまうと、もっと深い落ちになり、痙攣を伴ってなかなか覚醒しない。したがって、相手が落ちた場合はできるだけ早く絞めを解くことが重要である。落ちは、頸部の総頸動脈血行路の血流を一時的に止められることによって、脳の覚醒の水準が低下することから起こると考えられている。

落ちは、一時的な機能の障害（覚醒水準の低下）による意識消失であるから、試合中ならば審判員が試合終了の宣告をした後、練習中ならば指導者や上級生が直ちに処置（活を入れること）をして自然覚醒を早めてやるべきである。

2. Xの不法行為の成否に関する当事者の主張、福岡地裁の認定

【原告（A側）の主張】

Xは、絞め技の危険性をAに理解させるためにAに対して絞め技をかけ、二度にわたって落とした。Aはいずれの時点でも絞め技を外すことができなかつたためタップをしたが、いずれもXは技を緩めず、故意に二回落とすという危険な行為をした。

また、Aが小学生に対して絞め技をしたという事実は一切ない。

【被告（X側）の主張】

Xは、保護者らからの要望によって、Aに絞め技の危険性を理解させるため、本件の絞め技を行ったことは認める。ただしXはこの時、Aを落とそうと思っていたわけではなく、結果としてAが落ちたに過ぎない。また、この時Aがタップをしたことは認識していない。片羽絞めを中学生に使用することはルール上許容されており、違法性はない。

【裁判所の認定】

「技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在しているから、柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学生に対する柔道の指導にあつては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から保護するために、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うというべきである（最高裁平成9年9月4日第1小法廷判決・民集185号63

頁）。」「また、柔道の指導者は、生徒に危険な行為をしてはならないことはもとより、柔道について十分な経験と知識を有する指導者として、生徒の身体の安全に配慮する義務（生徒の体調等に応じて適切な練習を実施する義務、生徒の体調に異変があれば休ませたり治療を行ったりする義務等）を負うというべきである。」

「上記のとおり柔道は格闘技であるから、指導者と生徒が組み合う場面もあり、指導者が生徒に対して有形力を行使する場面も日常的にあるが、その行為が違法と評価されるかどうかは、指導者が当該行為を行った動機ないし目的、当該行為の具体的な態様や程度、その他諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」

「本件では、①Xにおいて、AがZを絞め落とした事実を踏まえ、またAが小学生に絞め技を使ったので指導して欲しいとの保護者からの要望をYが受けたことによって、Aに絞め技の危険性を理解させるとともに、小学生に絞め技を使わないよう指導することを目的として本件各行為に及んだこと、②XはAが小学生に絞め技を使っているところを現認したことはなかったが、Aに対してその事実を尋ねたところ、Aがこれを否定したことから、Aが嘘を言っていると考えてそれ以上の事実確認をしなかったこと、③片羽絞めは、相手の頸動脈を絞める技であるところ、絞め技は、絞めすぎるとなかなか覚醒しない場合もあり、相応の危険性が認められること、④絞め技の危険性を理解させるためであるならば、口頭で嚴重に注意し、かつ、その後の原告の練習にあたって周囲の監視体制を強化するなどの方策も考えられるのにそれをせず、直接、本件各犯行に及んでいること、⑤Xは、事前に内容を説明することなく本件各行為に及んだこと、⑥Xは、落ちることの危険性等は、実際に落ちてみないと分からないという考えのもとで、いわば落とす前提で本件各行為に及んでいること、⑦Xは、続けて二回Aを落としたこと、などの事実が認められる。

そうであれば、⑦絞め技について理解させること自体は柔道の指導者として重要と考えられること、④中学生であるAに片羽絞めを用いること自体はルール上許容されていたこと、⑤Aが落ちていたのは極めて短時間であったこと、⑥Aが落ちた後にYが活を入れており、事後措置としては適切であったこと、などを考慮しても、柔道の指導のためであったとして完全に正当化することは困難であり、違法との評価を免れない。また、Yの本件各行為は故意に基づくものといわざるを得ない。」

III. 控訴審³⁾

原審で敗訴したXは、判決を不服として福岡高裁に控訴した。Xの控訴理由は、①Aが落ちたのは2回で

なく1回である、②本件指導は、「落ちる」ことの危険性について教える目的以外にも、「絞め技のかけ方」及び「絞め技から逃げる技術」を教える目的があった、③本件当時XがAの言葉を信用しなかったことは相当な理由があったこと、などであった。対してA側も、「二度の絞め技の際Aはいずれもタップをした」と主張して付帯控訴した。

結論から言えば、控訴審では「控訴棄却」の判断であったため、本項では、控訴審が新たに認定した事実について簡単に示すこととする。

1. 絞め技に関する医学的知見

実験では、絞めが開始されると8秒から14秒前後で意識の消失(落ち)を来し、落ちてすぐ絞めを解くと、間もなく自然に覚醒する。この時間は10秒から20秒くらいで、続いて急速に正常の安静状態に復帰した(医学文献引用⁴⁾)。

2. 本件絞め技について

控訴審判決では、Aが落ちたのは2回であることが証拠上明らかであるとした上で、「……事実経過によれば、Xは、Aを落とすことを目的として本件各行為に及んだことが推認される。そして、XがAを落とすことを目的として本件各行為に及んだ動機としては、AはXがいない日に限って小学生に絞め技を掛けていると断定し、Aが嘘をついていると思い、絞め技の危険性を知らないから小学生に絞め技をかけているものと判断した上で、絞め技の危険性を自ら体験させて理解させることにあった(実際、Aはこれまで絞め技をかけられて落ちた経験がなかった)ものと推認される。また、X自身は、平成26年10月20日の前日に初めてAに関する問題を知るに至ったものであるから、Aに対する指導としては、口頭で厳重に注意するという方法もあったし、その後のAの練習態度を中止する方法もあったところ、Xはこれをせず直ちに本件各行為に及んでいる。また、Aは1回目の片羽絞めで落ちていた(ただし、自然と意識を回復した)にもかかわらず、Xは、1回目の片羽絞めではAを落とせなかったものと考え、再び片羽絞めをかけてAを絞め落とすに至ったものである。

以上によれば、絞め技について理解させること自体は柔道の指導者として重要と考えられること、中学生であるAに片羽絞めをかけること自体は禁止されていなかったこと、Aが落ちていたのは短時間であったこと、落ちた後にXがAにした活入れが不適切な措置であったとはいえないことなどを考慮しても、Xは、Aに対して絞め技の危険性をいわばX自身の体で分からせるために本件各行為に及んだものといえ、指導とし

ては行き過ぎであるというほかなく、違法の評価を免れないというべきである。」とした。

また、Xの主張する「指導の2種類の目的」が「柔道の指導について、(その)ように判然と区別できるかは疑問である」とし、さらに「Aを信用しない相当の理由」が存在したとしても、「……Xが他の手段をとることなく実力行使ともいべき本件各犯行に至ったことを正当化し得るものではない。」と断じた。

他方で、A側の主張するタップについては、「タップは、固め技、絞め技が完全に決まり、逃れるすべがもはやないと観念した時に送る合図であるところ、本件の1回目はAがXの袖口を両手で引っ張って逃れる動作をしているうちに落ちたのだから、タップをする余裕があったとは思えないこと、AとXの体格差や技量差を考慮すると、こうした経過となることは自然であるとして排斥した。

IV. 考 察

1. 柔道の危険性と安全指導の必要性について

2007年に「全国柔道事故被害者の会」(以下「被害者の会」)が設立され、以降、柔道によって重度の障害を負ったり、死亡してしまった被害者の家族・遺族たちが、柔道の危険性について発信してきている。名古屋大学大学院の内田良准教授の発表したデータによれば、1983年から2011年度までの29年間で、学校管理下における柔道死亡事故は118件で⁵⁾、2016年までにその数は121件に達したとされる⁶⁾。

「被害者の会」発足に至るまで、柔道界は、柔道に特有の事故として現在まで多数起きてきている重大な頭部外傷事故に対して無知であったものの、全国で多くの柔道事故訴訟が提起され、世論が喚起されるにつれ、これまでの指導の在り方を見直す必要性に迫られた。なお2007年は、安倍首相肝いりの教育再生会議主導の教育基本法改正と足並みを揃える形で、文部科学相の諮問機関「中央教育審議会」が、「伝統と文化の尊重」のために中学1・2年生の男女で武道とダンスを必修とすべきとする案をまとめた年であり、2012年からの新指導要領の実施に向けて、柔道界は「安全な柔道指導」を主導する立場へと舵を切る必要に迫られていたのである⁷⁾。

そうした中で、(財)全日本柔道連盟(以下「全柔連」)は柔道の安全指導に関するガイドライン『柔道の安全指導～事故をこうして防ごう～』(2011年第三版)を広く公表し、これまでほとんど顧みられることなかった柔道での頭部外傷(脳震盪・急性硬膜下血腫)の説明とそれを防ぐための練習の工夫などについて多くのページを割いた⁸⁾。そして、同ガイドラインの第三版には記載されていなかったものの、2015年第四版では、「…絞技で落ちた後に投げられ受傷し死亡した事

例などもあり、練習中に絞技で意識を失わせる（落とす）ことはしてはいけません。また絞技で落ちたり、絞技後にぼーとしている場合には、脳しんとうに準じて競技を中止するべきです。」と、「落とす」ことの禁止が明記されるに至った。

2. 「落ち」の危険性

1) 「落ち」に対する医科学的知見

絞め技の大部分は、相手の気管や頸動脈を絞扼したり圧迫して脳血流を低下させたり、頸動脈洞反射を引き起こして戦意を喪失させる技である。いずれも一時的であっても脳への酸素運搬を妨げるために様々な生理学的変化が引き起こされることが認知されている⁹⁾。最近のドプラ超音波法を用いた研究では、絞めによる相当な外圧が頸部に与えられ、被験者がタップした時、被験者の心拍はおよそ10-15 beats/min ずつ増え、同時に、被験者の収縮期血圧はおよそ10-20 mmHg ずつ増加し、被験者の拡張期血圧は10 mmHg 増加したことが観察されている¹⁰⁾。もちろん、絞めが解かれた後、被験者の心拍と血圧は、安静時のレベルに戻ったとはされているものの、高血圧や脳血管病変の存在する競技者については注意が必要であることは間違いないであろう。

さらに古い研究では、「極度の脳内酸素不足」によって、意識喪失時にあっても間代性痙攣の発現とともに、てんかん発作に共通する波形を持つ脳電図所見が認められたと報告されている¹¹⁾。この報告者は結論として、「危険であるかとの問いに対しては、危険であると答える。何故なら、病的状態の人であったかも知れぬが、絞められて死亡した例があるからである。」(94頁)と述べている。

近年に至っても、柔道の絞め技の後で意識障害と左片麻痺を起した60歳男性の症例が報告されており、絞め技に基づく内頸動脈閉塞によって内膜解離が生じ、もって血栓症を引き起こしたことが原因であったと結論づけられている¹²⁾。これらの知見は、潜在的な身体的素因を有している者については、絞め技による刺激がトリガーとなって何らかの致死的な変化を招来し得るという可能性を示唆している。

また、アメリカの著名な柔道家 Neil Ohlenkamp (柔道六段) が開設している judo INFORMATION SITE (<http://judoinfo.com/new/>) に掲載されている、「柔道の絞め技の安全性」に関する医師の論文¹³⁾には、人体・動物実験から得られた、締め技に関する医学的知見として、以下の9点が列挙されている。

1. 窒息後約10秒(1-14秒)意識消失が起きる。絞めを解くと、相手は10-20秒以内に難なく自然に

(自発的に)意識を取り戻す。

2. 裸絞めでは、咽頭や気管への圧迫が耐え難い痛みを生じるが、他の技では意識消失までに痛みはない。
3. 柔道における絞めによる意識消失は、脳血流の障害の結果起こる、酸素の不足と脳で起こる代謝障害によるものが主である。
4. 顔面が紅潮して見えるのは、頸動脈と頸静脈圧の障害によるものである。
5. 痙攣が起こった時には、脳波所見は極く短くてかん性発作と酷似している。
6. 脈拍(心拍の上昇)、高血圧(血圧の上昇)、散瞳(瞳孔の拡張)は、交感神経系の反射によって起きている。
7. 頰脈と高血圧は、さらに頸動脈洞反射によるものかもしれない。
8. 他の全ての基礎研究(laboratory studies)は、中枢性のショック(central shock)に付随するコンディションと共通する変化を見せる。柔道における絞めは、循環器系および下垂体-副腎皮質系のストレスラーとして作用する。
9. それらの実験によれば、「絞め」を受けた後に有害な後遺障害は残らない。

中枢神経は虚血侵襲にきわめて脆弱であり、血流遮断により短時間に不可逆的な障害(irreversible injury)を来すことが知られていること¹⁴⁾に鑑みると、一過性の脳虚血状態が本当に「何らの」後遺障害も残さないのかについては実証が不可能だといわざるを得ない。

そして同論文は、実験結果に基づき、「絞め」を行うことで、相手に心臓性の障害と高血圧をもたらすことを挙げて、「中枢神経系と心臓がいまだ完全な成長を遂げていない青少年/児童(youngsters)に『絞め』を行うこと」や、「相手が『落ちた(falls unconscious)』後もholdを続けること」の危険性を指摘する。

Haga からも、自らの研究結果とともに絞め技に関する既存の研究論文を参照した上で、「柔道の絞め技による主な頸動脈での血流の遮断が、意識や記憶、判断などの大脳機能の喪失を引き起こす。」「その上、たとえ低酸素後の脳機能がある程度回復したとしても、精神作用と知性は以前の状態に速やかに回復しないであろう。絞め技は柔道競技の間のルールとして許容されているものの、それらの利益と身体的影響とを比較した上で許容され続けるべきか否かが、今後調査されるべきである。絞め技にさらされることは、成長と発達期にある前青年期、そして青年期、成人期すべてで、脳活動を低下させる。長い時間個人を意識不明にさせることは偶発的な死を導くため、このような活動は原則として禁止すべきであろう。しかしながら今後も絞め

技が格技で許容されるとすれば、それらの技の使用は成人したアスリートのみならず許容されるべきである。日常的な稽古の間に、コーチたちは適切なモニタリングと管理を提供すべきである。加えて、同じ人物に何度も絞め技を用いることは、厳格に禁止されるべきである。¹⁵⁾と、警鐘を鳴らしている。

2) Aの症状について

Aは二度にわたって絞め落とされた直後から手足が痺れ、手が「コの字になっていた」と申告しており、病院での検査や問診の結果「血管迷走神経性失神及び前頸部擦過傷」との診断が下されている。血管迷走神経性失神(vasovagal syncope)は、立位姿勢、痛み刺激、不眠・疲労・恐怖などの精神的・肉体的ストレス、さらには人混みの中や閉鎖空間等の環境要因が誘因となって発症し、自律神経調節の関与が発症にかかわり、脱水など循環血液量の減少が発作を助長するとされる病態である¹⁶⁾。本件についていえば、「絞められる」ないし「落ちる」という肉体的・精神的ショック、ストレスが誘因となって自律神経のバランスが崩れ、血圧および脳血流の低下を起こして意識を喪失したということになる。つまり医師は、検査と問診により、Aが「落ちた」原因は、強度の絞め技によるストレスに基づく脳血流の低下であったものと診断したのである。なお「前頸部擦過傷」は、絞められた際につけられた外傷であろう。

したがって、上記の診断からは、「手の痺れ」「手の痙攣」などの症状は説明がつきにくいことになる。

そこで、これらの症状がなぜ起こったかについて考えると、1つは頸部圧迫によって自律神経が一時的に失調し、手の痺れや固まったような違和感として自覚された可能性が考えられる。東京脳神経センター理事長の松井孝嘉医師は、その著書¹⁷⁾で、首は身体全体の調子を左右する『自律神経』と密接に関係しているため、外から力を加えられただけで全身に大きな影響を与えかねない、一般に思われているよりもはるかに重要でデリケートな部位だとする¹⁸⁾。そしてもう1つは、脳虚血に伴う神経症状の一種として、かかる症状が生じた可能性である。例えば、脳梗塞の「前兆」として知られる「一過性脳虚血発作」のうち血行力動性なのは、脳の主幹動脈に閉塞や狭窄があり、一時的な血圧低下などが原因で脳血流が低下し、症状を呈するものとされており、血圧が回復することで症状が消失するというものであって、一見「首を絞められた」状態に類似している。同発作の症状としては、一側の運動・感覚障害や運動失調が認められるとされているため¹⁹⁾、手や足に力が入らない、手が痺れるなどの異常として認知されたとしても矛盾はないだろう。

いずれにしても、主訴を基にした推論に過ぎず、確定することは不可能ではあるが、少なくとも、頸部圧迫と意識障害という相当な肉体的・精神的ストレスが成長期の肉体に与えた影響が、かなり大きかったということは間違いのないであろう。

3) 過去の重大事案：横浜市立中学柔道部 頭部外傷事件²⁰⁾

平成16年12月24日、中学3年生の男子生徒B(柔道経験1年2ヶ月)が、柔道部の練習で男性顧問Q(二段、講道館杯優勝経験者)との乱取りを行っていた。互いに投げ技を掛け合ううちに顧問がBを絞め、いわゆる「半落ち」(意識はなくなっているが、手足をばたつかせている状態)となった。顧問がBの横隔膜を2度ほど押し、頬を1回平手打ちしたことでBは意識を取り戻したため、顧問の指示により即座に乱取りが再開された。再開後の2セット目で、顧問は小内刈り、背負い投げ、一本背負い、体落とし等の技を次々とかけ、Bからかけてきた一本背負いをつぶし、そのまま気管を絞める「袖車絞め」をかけたが、Bが意識を失う前に手を離した。顧問はBの帯がほどけているとして直すよう指示したが、Bは突然痙攣を起こして倒れ、意識不明となった。搬送先の病院で、右側の前頭ないし頭頂部に急性硬膜下血腫があり、著明な右大脳半球の浮腫が認められ、直ちに開頭血腫除去術が実施されたものの、高次脳機能障害の後遺症を負った。

横浜地裁は、顧問における傷害結果の予見可能性について、「被告Qは、絞め技により、Bを「半落ち」状態に陥らせ、その後、覚醒させたものの、Bは、意識がもうろうとし、通常時よりも受け身が取りづらく、また、首の固定が十分ではないため頭部に回転力が加わりやすい状態にあったのであり、そのような状態で乱取りを続ければ、重大な傷害が発生する危険性があった。そして、そのことを柔道指導者である被告Qは認識することができたものというべきである。」と認定した。そして、さらに被害生徒が「中学3年生であることに照らすと、教師である被告は、乱取りを中止したり、休憩を取らせるなどして、被害生徒の意識が正常な状態に回復するのを待つべき注意義務を負っていた。しかるに、被告は、そのような措置を取らず、そのまま乱取りを再開し、被害生徒に傷害を負わせたのであるから、上記義務を怠った過失があると認められる。」としたのである。

本件に関する医学的及び法的な解説については別稿に譲る²¹⁾が、絞め技によって「落ちた」(「半落ち」は顧問による造語であり、意識を喪失して痙攣を起こしている「落ち」の状態であったと考える)生徒に休養を取らせることなく直ちに乱取りをさせた結果、重篤

な頭部外傷を引き起こしたとする事案がすでに存在しており、その判決内容も大きく報道された^{22),23),24)}ことからすれば、柔道界は、直ちに「絞め落とす」という行為の危険性について検証し、全国の柔道指導者に周知する義務があったものと思われる。しかしながら、全柔連がこの「絞め技」に対して明確なルールを規定するのは、当該判決が出てから4年後の2015年以降のことであった。

3. 「絞め落とす」に関するルール

判決も引用する全柔連の「国際柔道連盟審判規則2011」によれば、主審は、「抑え込み技、絞め技、関節技の結果として試合者が手又は足で2度以上叩くか、又は『参った』と言った時」や、「試合者の一方が、絞め技あるいは関節技によって、能力を喪失したとき」に相当すると判断した時には「一本」と宣言するとしている。

このように、柔道の公式試合においては中学生以上の年齢の競技者につき絞め技はもちろん、絞め技によって相手を「落とす」ことについても禁止されているわけではない。したがって中学生になると、平素から絞め技の練習が行われていることになるが、他方で「落とす」については、先で述べた通り、小学生や中学生に限定されることなく、全柔連のガイドラインによって禁止されている。また、上記の審判規則には「試合者が手又は足で2度以上叩く」という、いわゆる「タップ」によって1本が決すると定められていることから、「タップが行われた場合にはその時点で技を解く」ということが想定されているものと思われる。

ここで、「落とす」ということが、故意によって行われたものか、意図せぬ偶発的な結果として生じたものかということが問題になってくるであろう。実際、本件加害者のXは、「Aを落とそうと思っていたわけではなく、結果としてAが落ちたに過ぎない。また、この時Aがタップをしたことは認識していない。」と主張しており、本件被害者であるA自身も、保護者Zとの寝技の打ち込みの際に亀の状態になった受け手のZに絞め技をかけたが、Zがタップをしなかったために落ちていたことに気付かなかったとしている（本人調書18-9頁）。この点、両者の言い分は類似しているが、後者（A）が「亀の状態になった相手を後ろから絞めた」という状況に対して、前者（X）が「亀の状態になった相手を返してから絞めた」という点で、状況は異なっている。

小学生がメインの本件柔道教室において、中学2年生のAが絞め技の練習を十分に行っていたとは記録上認められないところ、亀の状態で固まっている相手を絞めてタップがなかった場合、Aがすぐさま相手が落ちたことに気付くことは容易ではないであろう。反

して、柔道熟練者である指導者Xは、絞め技に関する経験も豊富なのであり、しかも中学生の相手を返して亀を解いてから絞めているのである。相手がタップもできないほどの短時間で絞め落としたというのであれば、意図的に落とす「絞め」を行ったと評価せざるを得ないのではないだろうか。また、本件の経緯からみて、「落とす」ことを前提に技を掛けていたXが、Aのタップに気付いていたとして、果たして技を解いたかについては、大いに疑問が残るところである。

なお、Xによって「落とされた」後にAの父親が本件道場でXと面会した際に録音されていた音声記録が訴訟に証拠として提出されているが、その内容としては以下であった（1審判決文11-2頁引用分）。

- a 落ちていたと思ったが、Aに確認したら分からないと言ったので、もう1回絞めた。
- b 危険性を教えるために、乱取りの中で組んだ。
- c 1回目は、タップとかある暇もなく落ちたと思う。
- d 1回目外した時も、落ちたかなと思って外した。
- e 落ちるということは知らないといけないとは思っていた。
- f 絞め落としたのは間違いなく、2回というのも間違いはない。
- g 落ちる行動というのは、自分も落ちてからしか分からないと思う。それは絶対大切なことだと自分では思っていた。

これらの発言内容からしても、XがAに対して故意に「落とす」行為を行ったことは明らかである。そして、①この「落とす」ということが「落ちるということとその危険性を分からせる」ための教育目的であり、②最初に落とした際には手応えがあったものの、Aがそれを理解していないため、教育の目的を遂げることができないと考え、再度「落とす」という行為をあえて行った、というXの意図を明確に示しているものといえよう。

いうまでもなく①は、これが教育現場であれば学校教育法11条で禁止されている「体罰」に該当し、さらに全柔連のガイドラインの禁止事項にも該当する、違法な行為であることは間違いのないであろう。また、②についても、全柔連ガイドラインの示す「落ちた場合には競技を中止する」という指導ルールに明らかに反する、危険な行為とされるものである。

全柔連は倫理懲戒規定第2条（1）において、「競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）を、明確に禁止しているのであって、本件の一連の行為は明らかに「身体的暴力」に抵触することになる。

なお全柔連は、「絞め落とす」という行為が違法であ

るとした本件判決（福岡地裁平成28年12月2日・福岡高裁平成30年1月17日）及びその報道を受けての対応と思われるが、平成30年4月17日付で、都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位に宛てて「安全で正しい柔道の普及に向けて～『絞め落とす』『マイッタをしても絞め続ける』等の行為の根絶～」（全柔連発第30-0092号）との通達を發した²⁵⁾。

そこでは、「指導者の偏った経験則に基づく不適切な指導、暴力的な指導の根絶にかかわるもの」として、「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為を看過する風潮が暴力的な指導の温床となること、一般的、社会通念的な見地からも暴力以外の何物でないことなどを呼びかけている。そして、絞め落とし禁止の根拠として、①すでに全柔連発の「柔道の安全指導」で禁止されている行為であるため、(敗訴)判決の根拠となること、②絞め落とされて意識朦朧の状態に投げられて起きた重大事故が発生していること、③世界カデ選手権（17歳以下）で、「絞めで落ちたときは次の試合に出られない」とルールで定められていること、などが挙げられている。

わが国の柔道界において、もはや「絞め落とす」という行為の危険性を認識することは、柔道従事者にとって必須であるといえる。

4. 暴力指導者に対する「処分」

指導者による生徒への暴力が起きた時、それが学校管理下であれば、学校教育法11条で禁止されている体罰であると認定され、当該教師には管轄教育委員会からのしかるべき処分が下されることが期待される。他方で、暴力が民間のスポーツクラブやスポーツ少年団などで起きた場合、学校教育法の適用はなく、その違法性については個別の管理団体が判断することになる。

これまで柔道界では、指導者からの児童生徒に対する「柔道の鍛練」の名を借りた暴力行為やパワーハラスメントがいくつも報告されてきている^{26),27),28)}。その多くが学校の部活動において起きているが、いわゆる「町道場」で起きたものも散見される。これらのうち、刑事裁判となったものも存在するが^{29),30)}、いずれも、全柔連が加害指導者に対して正式な処分を課したと発表された事例は存在しない。本稿で取り上げた横浜市立中学柔道部頭部外傷事件の加害者についても同様である。例外としては、児童生徒に対する加害行為とは異なるが、2012年11月にロンドン五輪代表を含むトップ選手15人から暴力行為とパワーハラスメントを告発された柔道女子日本代表園田隆二監督に対して全柔連が2013年1月に文書による戒告処分とした事例が存在する。その2月には同監督は全柔連に進退を提出して女子代表監督を辞任し、その後全柔連において処分

の見直しが行われたものの、同年10月7日に決定した再処分は、1年半の指導者登録停止にすぎなかった^{31),32)}。

そして、本件福岡「絞め落とし」事件について、A君の親権者は全柔連に対して適切な対応を強く求めているものの、最終的には2018年7月19日付で「嚴重注意処分」をしたとの通知が福岡県柔道協会から届いたのみであり、その処分の詳しい内容などについては一切触れられていなかったという。全柔連の倫理・懲戒規定には、処分の種類として「除名」「指導・競技等の停止」「警告」「注意」の4種類のみが定められており、「嚴重注意処分」という処分は規定されていない。注意処分が「嚴重」なのであるから、警告の次に重い処分であろうとは想像できるものの、その内容が分からない以上、いかなる点で「注意」以上に重い処分であるのかは不明なままである。

V. 結びに代えて

「教育」という名の下に、強い立場にある者が弱い立場にある者に対して一方的に行う暴力行為が「体罰」である。体罰は、教育という関係性が成り立つ場面においては、学校であれ、家庭であれ、社会一般であれ、等しく成立する違法で有害な暴力行為である。

他方で、柔道をはじめとする武道では、指導の内容に「投げる」「絞める」「押さえる」（柔道）「竹刀で打つ」「突き飛ばす」（剣道）「張る」「押す」（相撲）「拳で突く」「手拳で打つ」「蹴る」（空手）などの、一般的には暴力と見なされ得る行為が含まれているために、それらの行為が稽古・鍛練であるのか、しごき・暴行・体罰であるのかの区別が曖昧となりがちである。受けた側がいくら「体罰だ」と主張しても、やった側は「稽古をつけただけ」「技を教えただけ」と言い逃れることになる。

しかし、今回の福岡「柔道教室指導者による生徒『絞め落とし』事件」では、一審、控訴審ともに、いかに「指導」という正当な目的があったとしても、指導者が生徒を絞め「落とす」という行為は違法であり、法的に許容されないとの判断が下された。そして全柔連によっても、安全指導のガイドライン及び通達において、絞め落とす行為が明確に禁止された。

絞め落とされたことのある柔道経験者にその時の気持ちを聞いてみると、「恥ずかしかった」「屈辱的だった」「ショックだった」など、ほとんどがネガティブな感情を持っていた。恐らく「落ちる」ということは、肉体的な完全屈服を意味するからであろう。実際、本件で指導者によって二度も意図的に絞め落とされたA君は、その後柔道に対する意欲を失い、大好きだったはずの柔道を完全にやめてしまった。これもすべて、指導者が理性的な指導を放棄し、圧倒的な力の差で押

さえつけ、完全屈服させたという誤りが招いた結果なのである。

体罰は、指導力のない指導者が生徒の行動を変えるために行う方法である。確かに、体罰には即効性があるかもしれないが、それによる副作用は甚大で長期間に及ぶことになる。その方法を受け入れた生徒は、相手にいうことをきかせるためには力を使えばいいということを知り、自分が強い立場になった時に、同じ指導法を繰り返すことになる。他方でその方法を受け入れられない生徒は、その指導者だけでなく、その競技環境にも嫌悪感を持つことになる。それどころか、一方的に理不尽な暴力を受けた経験によって、心が壊されてしまうこともある。

本判決を機に、「絞め落とす行為は体罰であり、暴力に他ならない」ということが、広く知られるべきである。

なお、本件は最高裁まで係争したものの、2018年6月19日に最高裁の決定が出されたことから、A側の勝訴判決が確定したことを付言しておく。

VI. 文 献

- 1) 中小路徹「司法も認めた 指導の『暴力』」、『朝日新聞』2018年7月14日朝刊。
- 2) 刊行物未搭載。関係者提供の訴訟記録（平成27年（ワ）第356号 損害賠償事件）による。なお、本文中特に断らない限り、事実関係に関しては原審（福岡地裁平成28年12月2日）判決より引用する。
- 3) 福岡高裁（平成29年（ネ）第30号、第245号損害賠償請求控訴、同付帯控訴事件）平成30年1月17日判決。
- 4) 関哲司「柔道における『絞め』の生理学的研究」、『日本体育学会『体育学研究』3(1)：219-224頁、1958。
- 5) 「学校リスク研究所」ホームページ、<http://www.dadala.net/statistics/judo.html>（2018/10/3 閲覧）
- 6) 内田良「学校柔道121件目の死亡事故 中上級者の頸部事故に向き合う」<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20160516-00057737/>（2018/10/3 閲覧）
- 7) 「中学生に『武道必修化』中教審の中身なし議論」、『週刊アエラ』2007年10月15日号、17頁。
- 8) 『柔道の安全指導～事故をこうして防ごう～』（2011年第三版）<http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/print-shidou.pdf>（2018/10/3 閲覧）
- 9) 関・前掲書。
- 10) Haga S. et al., Cerebral Artery Blood Flow and Oxygenation in the Frontal Lobe Region in Response to a Judo Chokehold (Shimewaza). *Journal of Exercise, Sports & Orthopedics*. *J Exerc Sports Orthop*. 3(1): 1-8 (2016). DOI: <http://dx.doi.org/10.15226/2374-6904/3/1/00143>
- 11) 鈴木克也「柔道の『絞め』技の脳波を主とした医学的研究」、『日本体力医学会『体力化学』6(2)：75-94頁、1956。
- 12) Kato. Y et al., Carotid Artery Occlusion Caused by the Judo Chokehold Technique, 'Shime-waza'. *Intern Med*. 2017 Apr 1; 56(7): 881-882.
- 13) E. K. Koiwai. How Safe is Choking in Judo? <http://www.judoinfo.com/chokes2.htm>（2018/10/3 閲覧）
- 14) 齋藤勇編著『New Lecture 6 虚血性脳血管障害』、篠原出版新社、2001: 37.
- 15) 前注10) Hagaら、9頁。
- 16) 水牧功一「神経調節性失神：血管迷走神経性失神」、『昭和医会誌71(6)：特集 失神—診断の進歩—：530-541頁、2011。
- 17) 松井孝嘉『首は絶対にもんではいけない！ 首は脳の一部、強くもむと不調を引き起こす』（講談社の実用BOOK、2015）
- 18) 「今すぐ「首」を揉むのをやめなさい！～その「ひと揉み」が実は万病のもと 認知症・脳梗塞・うつ病・クモ膜下出血……」、『週刊現代』2015年8月29日号 <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/44885>（2018/10/3 閲覧）
- 19) 山中圭ほか「脳卒中：マイナーストロークと一過性虚血発作」、『臨床と研究』92(6)：28(722)-33(727)頁、2015。
- 20) 判例タイムズ1378号122頁、判例時報2140号28頁他。
- 21) 南部さおり「『公知の事実』としての柔道事故—柔道必修化に伴う諸施策と、横浜地裁柔道事故判決の意義について」、『横浜市立大学論叢 64(1)：87-109頁、2013。
- 22) 「柔道部で後遺症、市側に賠償命令 横浜地裁」、『朝日新聞』2011年12月27日夕刊。
- 23) 「柔道技と傷の因果関係認定 県・市に賠償命令 両親安堵の表情」、『読売新聞』2011年12月28日東京朝刊（神奈川）。
- 24) 「現場から：柔道事故の指導者責任 声上げた被害者家族 裁判所判断に変化」、『毎日新聞』神奈川県版2013年9月21日。
- 25) 「安全で正しい柔道の普及に向けて」、『安全指導関連全柔連発信通知』全柔連ホームページ。 <http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/bd76827679f14c4e3e77e9f80f9629de.pdf>（2018/10/3 閲覧）
- 26) 内田良『柔道事故』、河出書房、2013年。
- 27) テレビ信州編『それでもボク柔道好きだから—柔道事故と黒帯の品格』、龍鳳書房、2015。
- 28) 21の被害者家族『問わずにはいられない—学校事故・事件の現場から』、あうん社、2015。
- 29) 南部さおり「松本市柔道事故と強制起訴、刑事裁判」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列、65巻1号、157-195頁、2014年。
- 30) 南部さおり「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列、64巻3・4号、251-276頁、2013年。
- 31) 「前監督ら期限付き登録停止へ 全柔連、暴力問題処分を見直し」、『朝日新聞』2013年10月8日朝刊。
- 32) 「女子柔道暴力問題：園田前監督ら登録停止 全柔連が処分」、『毎日新聞』2013年10月9日東京朝刊。

〈連絡先〉

著者名：南部さおり

住 所：神奈川県横浜市青葉区鴨志田町1221-1

所 属：スポーツ危機管理学研究室

E-mail アドレス：nambu3@nittai.ac.jp